

# 科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会 参考資料

- 現行科学技術行政体制、科学技術政策の状況等 -

---

平成23年11月

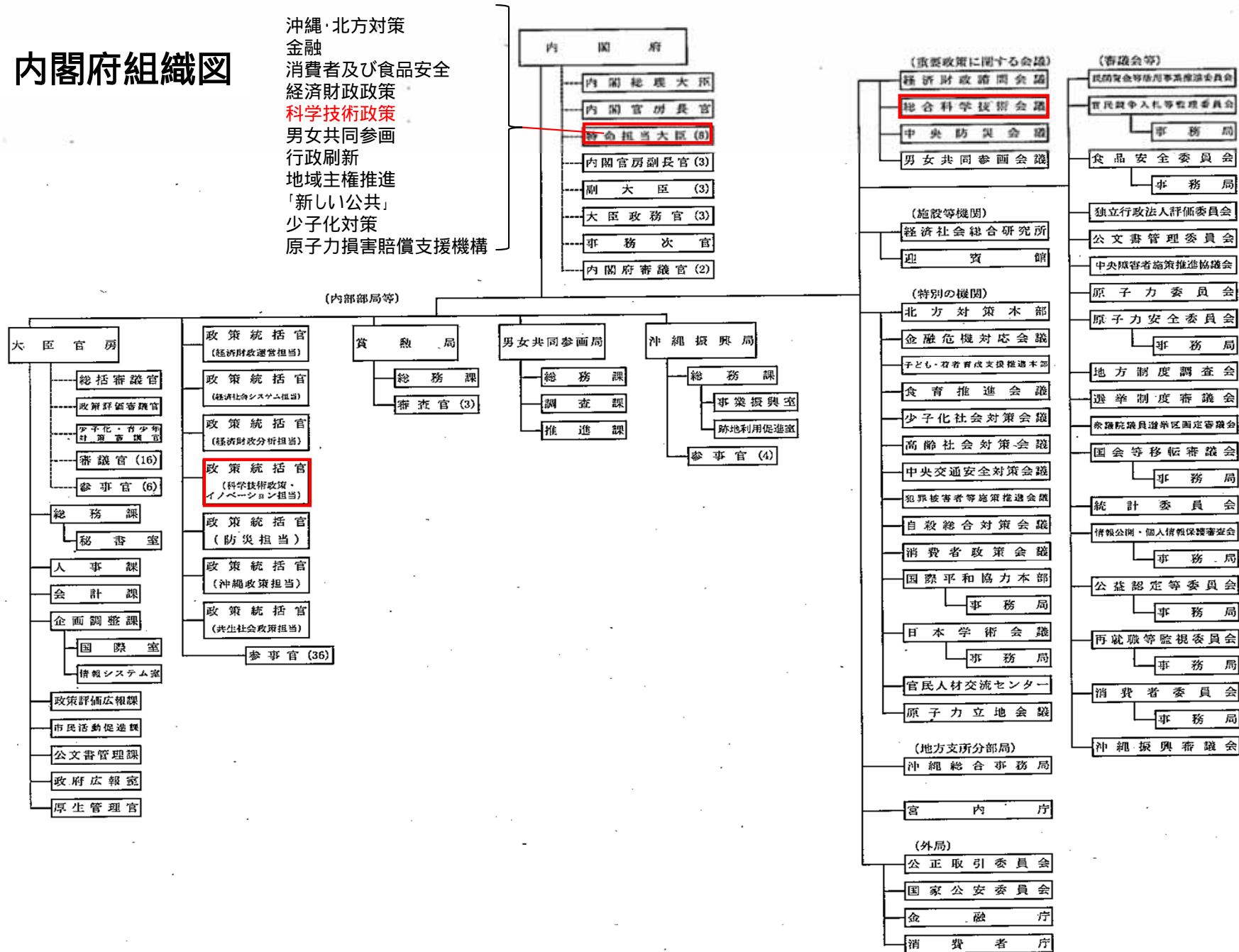
政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)



# 科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議の内閣府組織図中の位置

## 内閣府組織図

沖縄・北方対策  
金融  
消費者及び食品安全  
経済財政政策  
**科学技術政策**  
男女共同参画  
行政刷新  
地域主権推進  
「新しい公共」  
少子化対策  
原子力損害賠償支援機構



# 我が国の科学技術行政体制

## 内閣総理大臣

### 内閣府 科学技術政策担当大臣

内閣総理大臣の特命を受け、科学技術政策の総合調整を行う

#### 総合科学技術会議

科学技術政策の企画及び立案並びに総合調整

- ・ 内閣総理大臣を補佐する「知恵の場」。
- ・ 科学技術の振興を図るための基本的な政策の調査審議を行う。
- ・ 予算等資源の配分の方針など、科学技術の振興に関する重要事項の調査審議等を行う。

等

#### 【構成員】

内閣総理大臣（議長）、科学技術政策担当大臣、その他関係閣僚、有識者議員

#### 大臣等政務三役・総合科学技術会議有識者議員会合

総合科学技術会議としての重要な議論、決定を機動的に行う場として、以下の事項を検討・整理

- ・ 総合科学技術会議で調査審議する事項
- ・ 総合科学技術会議が取扱いを委ねた事項
- ・ 政務三役が検討・整理を求めた事項

### 基本方針の提示・総合調整

#### 文部科学省

文部科学大臣

科学技術・学術に関する具体的な計画の策定、推進

基礎研究及び重要分野の研究開発の推進、評価  
科学技術システムの改革に向けた取組

科学技術・  
学術審議会

#### 大学・大学共同利用機関法人等

研究者の自由な発想に基づく学術研究の実施  
将来の優秀な人材育成のための大学・大学院教育

#### 研究開発法人等

(理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、日本学術振興会 等)  
国家基幹技術の推進  
世界最高水準の研究開発の推進  
創造的な人材育成 等

行政目的に直接関係する研究開発

調整

大臣

経済産業省

研究開発法人

大臣

厚生労働省

研究開発法人

大臣

農林水産省

研究開発法人

...

# 科学技術政策担当大臣

## 1. 機能

内閣総理大臣が、内閣の重要政策に関して総合調整をするために特に必要がある場合に、内閣総理大臣を助け、内閣総理大臣の命を受けて内閣府設置法の所掌事務を掌理する特命担当大臣を内閣府に設置。  
科学技術政策を担当する特命担当大臣が科学技術政策担当大臣。

## 2. 役割

(1) 以下の事項に関する企画・立案及び総合調整を実施。

科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

その他科学技術の振興に関する事項

(2) 権限

ア．担当事務の遂行のために必要がある場合に、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を請求可能。

イ．担当事務の遂行のために特に必要がある場合に、関係行政機関の長に対し勧告が可能。

ウ．勧告した場合、勧告した行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を請求可能。

エ．勧告した事項について特に必要がある場合に、内閣総理大臣に対し、勧告した行政機関の長に対する内閣総理大臣の指揮監督をするように意見具申することが可能。

【参考】内閣府設置法  
(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて 第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務(これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。)を掌理する 職(以下「特命担当大臣」という。)を置くことができる。

2 特命担当大臣は、國務大臣をもって充てる。

第十二条 特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

3 特命担当大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

4 特命担当大臣は、第二項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。



# 総合科学技術会議

## 1. 機能

内閣総理大臣及び内閣を補佐する「知恵の場」。我が国全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行う。平成13年1月、内閣府設置法に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置。

## 2. 役割

内閣総理大臣等の諮問に応じ、次の事項について調査審議。

ア．科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策

イ．科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の方針、その他の科学技術の振興に関する重要事項  
科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発を評価。

のア．及びイ．に関し、必要な場合には、諮問を待たず内閣総理大臣等に対し意見具申。

## 3. 構成

内閣総理大臣を議長とし、議員は、内閣官房長官、科学技術政策担当大臣、総理が指定する関係閣僚（総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣）、総理が指定する関係行政機関の長（日本学術会議会長）、有識者（7名）（任期2年、再任可）の14名で構成。

**総合科学技術会議有識者議員**（議員は、両議院の同意を経て内閣総理大臣によって任命される。）

**[関係行政機関の長]**



相澤益男議員  
（常勤）

前東京工業  
大学学長

(H23.1.6～H25.1.5)  
(初任:H19.1.6)



本庶佑議員  
（常勤）

元京都大学医学  
研究科長・医学  
部部長

(H22.1.6～H24.1.5)  
(初任:H18.6.26)



奥村直樹議員  
（常勤）

元新日本製鐵  
(株)代表取締役  
副社長

(H23.1.6～H25.1.5)  
(初任:H19.1.6)



今榮東洋子議員  
（非常勤）

名古屋大学名誉  
教授

(H23.1.6～H25.1.5)  
(初任:H21.1.6)



白石隆議員  
（非常勤）

政策研究大  
学院学長

(H23.1.6～H25.1.5)  
(初任:H21.1.6、  
H23.1.5まで常勤)



青木玲子議員  
（非常勤）

一橋大学  
経済研究所  
教授

(H22.1.6～H24.1.5)  
(初任:H21.3.13)



中鉢良治議員  
（非常勤）

ソニー(株)取  
締役代表執行  
役副会長

(H22.1.6～H24.1.5)  
(初任:H22.1.6)



大西隆議員  
（非常勤）

日本学術会議  
会長

# (参考) 内閣府設置法(総合科学技術会議関連主要部分)

(所掌事務等)

**第二十六条** 総合科学技術会議(以下この目において「会議」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。
- 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。
- 三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。
- 四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。
- 2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号までに掲げる事務を掌理するもの(以下「科学技術政策担当大臣」という。)は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。
- 3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、科学技術政策担当大臣に対し行うものとし、科学技術政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。
- 4 会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べるすることができる。

(組織)

**第二十七条** 会議は、議長及び議員十四人以内をもって組織する。

(議長)

**第二十八条** 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

(以下略)

(議員)

**第二十九条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官
  - 二 科学技術政策担当大臣
  - 三 各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 四 法律で国務大臣をもってその長に充てるとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 五 前二号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 六 科学又は技術に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 議長は、必要があると認めるときは、第二十七条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
  - 3 第一項第六号に掲げる議員の数は、第一項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 4 第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。

(議員の任命)

**第三十条** 内閣総理大臣は、前条第一項第六号に掲げる議員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

- 2 前条第一項第六号に掲げる議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる議員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。

(議員の任期)

**第三十一条** 第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第三十五条** 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

# 総合科学技術会議組織図

## 総合科学技術会議

科学技術に関する基本的な政策の調査審議  
予算・人材等の資源配分方針等の調査審議  
国家的に重要な研究開発の評価

### 科学技術イノベーション政策 推進専門調査会 (H23.8.19~)

#### <調査・検討事項>

- ・第4期科学技術基本計画の推進の上で専門的検討が必要とされる事項
- ・第4期科学技術基本計画に掲げた施策の効果的な推進と、実施状況についての把握と更なる推進策の検討

### 生命倫理専門調査会

(H13.1.18~)

#### <調査・検討事項>

- ・ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針
- ・特定胚の取扱いに関する指針
- ・ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方

### 評価専門調査会

(H13.1.18~)

#### <調査・検討事項>

- ・評価のためのルール作り
- ・重要研究開発の評価

### 知的財産戦略専門調査会

(H14.1.30~)

#### <調査・検討事項>

- 知的財産の保護と活用に関する総合的な戦略

# 科学技術基本計画と科学技術基本法

科学技術基本法  
(1995年制定)

第1期基本計画  
(1996～2000年度)

第2期基本計画  
(2001～2005年度)  
第3期基本計画  
(2006～2010年度)

第4期  
科学技術基本計画  
(2011～2015年度)

## 政府研究開発投資の拡充

期間内の科学技術関係経費  
総額の規模は**1.7兆円**  
(実績: **1.76兆円**)

## 新たな研究開発システムの構築

- ・競争的研究資金の拡充
- ・**ポストドクター1万人計画**
- ・産学官の人的交流の促進
- ・評価の実施

等

## 基本理念

- ・新しい知の創造
- ・知による活力の創出
- ・知による豊かな社会の創生

## 政策の柱

- ・戦略的重点化
  - 基礎研究の推進
  - **重点分野**の設定
- ・科学技術システム改革
  - 競争的研究資金倍増
  - 産学官連携の強化 等
- ・2期総額規模は**2.4兆円**  
(実績: **2.1兆円**)
- ・3期総額規模は**2.5兆円**  
(実績: **2.17兆円**)

## 基本方針

- ・科学技術イノベーションの一体的展開
- ・人材とそれを支える組織の役割の重視
- ・社会とともに創り進める政策の実現

## 分野別の重点化から課題対応型の重点化へ

- ・震災からの復興、再生の実現  
グリーン、ライフイノベーション等
- ・**基礎研究と人材育成の強化**
- ・**PDCAサイクルの確立やアクションプラン等の改革の徹底**

総額規模は**2.5兆円**



# 科学技術基本法(科学技術基本計画関連部分)

## 第二章 科学技術基本計画

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画(以下「科学技術基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 研究開発(基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。)の推進に関する総合的な方針

二 研究施設及び研究設備(以下「研究施設等」という。)の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科学技術会議の議を経なければならない。

4 政府は、科学技術の進展の状況、政府が科学技術の振興に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、科学技術基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定により科学技術基本計画を策定し、又は前項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

6 政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# これまでの第3期科学技術基本計画の実績と課題

## 基礎研究の推進

### 論文数及び論文被引用度の各国順位

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
論文数						
論文被引用度						

2007年実績

### 基礎研究の成果事例

**ヒトiPS細胞作製**

ヒトの皮膚細胞  
→ Oct3/4  
→ Sox2  
→ Klf4  
→ c-Myc

4つの遺伝子を導入  
→ 細胞(ヒト人工多能性幹細胞)を創出

様々な組織の細胞に分化  
→ 神経細胞  
→ 筋肉細胞  
→ 皮膚細胞  
→ 造血細胞

**鉄系超伝導物質の発見**

La-O layer  
Fe-As layer

諸外国も力を入れる中、質向上が課題。

基礎研究で世界に伍していくには、全体的に研究の質を高め、新たな芽の創出や、国際的に芽の出た研究を更に伸ばすための取組が必要。

## 政策課題対応型研究開発の推進

### 戦略重点科学技術の成果事例

### 世界トップレベルの革新的技術

**地球温暖化対策**  
高効率太陽光発電  
水素エネルギー

**高度画像**  
3次元映像

**産業の国際競争力強化**

**希少資源対策**  
レアメタル代替材料・回収

**知能ロボット**  
生活支援ロボット

**健康な社会構築**

**日本と世界の安全保障**

**創薬**  
感染症ワクチン

**食料生産**  
マグロの養殖等

### 国家基幹技術

#### 宇宙輸送システム



H-Aロケット

#### 海洋地球観測探査システム

#### 高速増殖炉サイクル技術

#### X線自由電子レーザー

#### 次世代スーパーコンピュータ

月周回衛星「かぐや」 日本実験棟「きぼう」

緊急地震速報の提供開始

科学技術の発展が課題の解決に必ずしもつながっていなかった。

国として取り組むべき大きな課題を設定し、その解決・実現に向けた戦略を策定する中で研究開発課題を設定することが必要。

## 科学技術システム改革

### 人材の育成、確保、活躍の促進

#### 若手研究者の活躍促進

女性研究者の活躍促進

### 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出

競争的資金の拡充  
制度・運用上の隘路の解消

#### 大学等の競争力の強化

- ・グローバルCOEプログラム
  - ・世界トップレベル研究拠点形成
  - ・先端融合領域イノベーション創出拠点の形成
- 地域イノベーションシステムの構築**
- ・知的クラスター、産業クラスターの形成
  - ・知的財産の創造・保護・活用

若手研究者が将来展望を描きにくくなっている。  
基礎的な科学技術力をイノベーションまで十分つなげられていない。

若い世代が生き生きと活躍し、未来を切り拓いていけるような環境が必要。  
強みを活かしイノベーションを効率的に生み出す仕組みの構築が必要。

# 第4期科学技術基本計画 概要(1/3)

## 基本方針

「科学技術イノベーション政策」の一体的展開  
科学技術とイノベーションの連携強化に向け、分野別による重点化から課題対応型の重点化に転換

「人材とそれを支える組織の役割」の一層の重視  
天然資源に乏しく、人口減少が見込まれる我が国において、若手研究者をはじめとする世界で活躍する人材の育成と、それを支える大学や公的研究機関等における組織的な支援機能を強化

「社会とともに創り進める政策」の実現  
国民との対話を通して、政策の企画立案への国民参画を得る

## 目指すべき国の姿

震災からの復興、再生を遂げ、将来にわたる持続的な成長と社会の発展を実現する国  
安全かつ豊かで質の高い国民生活を実現する国  
大規模自然災害など地球規模の問題解決に先導的に取り組む国  
国家存立の基盤となる科学技術を保持する国  
「知」の資産を創出し続け、科学技術を文化として育む国